

小動物臨床研修施設指定基準（検討会案）

施設、人員等に関する基準

- ①大学の診療施設との連携が十分に取れること。
 - ・定期的に、合同症例検討会が組織的に行われる体制であること。
 - ・原則として疾病の原因究明のため剖検が必要な症例については、大学等に検体を送付し検討を行う体制が取られていること。
 - ・一定期間 （3ヶ月以上）、臨床研修獣医師は診療を大学の診療施設で行うこと。
 - ・獣医師の往来、医療機器の共同利用が可能であること。
 - ・大学診療施設と協力施設の距離は特に制限するものではないが、緊密な連携を保つ必要性 から、著しく離れたものは適当でないがある。
- ②常に勤務する獣医師が原則 3 名以上。
- ③診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。
 - ・診療した飼育動物の動物種、病態、疾患ごとの症例数などを一定期間ごとに集計、解析できる体制であること。
- ④年間の診療件数及び内容が臨床研修を行うに十分であること。
 - ・原則として年間診療件数が勤務獣医師 1 名あたり 1 0 0 0 件以上。
 - ・予防接種、寄生虫予防の占める割合は 5 0 % 以下であること。
 - ・年間の手術数が 2 5 0 例以上であること

追記

常に勤務する獣医師が 3 名以上という基準については、人数を増やしてより規模の大きな診療施設に限定しても良いのではないかといった意見や獣医師 1 人あたりの診療件数 1,000 件/年以上、手術件数 250 件/年以上という基準については、臨床研修獣医師にとって、より多くの臨床経験を積むことが重要であることから、より多い件数を規定すべきではないかとの意見もあった。

しかし、獣医師の人数や診療件数を多い基準にすると、適切な臨床研修を提供できる診療施設を指定できないことも想定され、本基準案の内容とした。診療件数等は、臨床研修における各診療施設の役割等から、判断する必要があるのかもしれない。

- ⑤臨床研修獣医師数の半数以上の指導獣医師が確保されていること。
- ⑥基本的な臨床検査及び手術を行い得る体制であること。
 - ・血液・尿・糞便検査を行う検査機器、エックス線装置、画像診断医療機器等
 - ・手術施設
- ⑦研修に必要な施設、図書、資料の整備。
 - ・国内外の専門図書及び雑誌等を年間少なくとも20万円以上購入していること。
- ⑧獣医療補助者の適当数の確保
 - ・獣医療補助者は民間資格であり、指定基準としては検討が必要

臨床研修のプログラム等に関する基準

- ①研修目標、研修計画、指導体制及びその他必要な事項を定めたプログラム (1年以上) を有すること。
- ②研修プログラムの管理、評価及び臨床研修獣医師の研修目標達成度を評価する研修委員会及び研修責任者を設置すること。
- ③施設ごとに指導獣医師の中から責任者を設定すること。

指導獣医師の基準

次の①の条件に該当し、かつ②、③、④又は⑤のいずれかの条件を満たしていること。

- ①臨床経験年数が原則10年程度あること。
- ②獣医師教育機関での臨床教員歴を3年以上有すること。
- ③学術団体等が実施する研修等の受講及び最近の3年間において相応の業績発表*を有すること。
- ④学術団体が認める認定医であること及び最近の3年間において相応の業績発表*を有すること。
- ⑤学術団体が認める専門医であること。

*日本学術会議に登録された団体の発行する審査体制のある雑誌へ最低1本の臨床に関する論文掲載及び年1回程度の学会発表実績